第19回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名(木村委員)

教 育 長) 本日は、市議会で総務常任委員会が開催されており、教育委員会に関連する議案等として「補正予算」、「長期財政収支見 込」及び「創生総合戦略」があります。

> 部長をはじめ、関係する課長は市議会の対応となりますので、 本日の審議の順番については、状況に応じて進めていきたいと 思います。

それでは、審議に入ります。日程第1、第25号議案「芦屋市指定文化財(芦屋神社境内古墳)の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課文化財係長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長り最初に質問します。芦屋神社境内全体を芦屋市の指定史跡にしていますが、今説明があった石室内で、後からつくられたほこらや、歩きやすいようにコンクリートでさわっている部分、入り口に扉があります。そういうものに関しては史跡に当たるのか、それともそれ以外になるのか、説明をお願いします。

生涯学習課文化財係長) 指定につきましては、先ほども言いましたように、資料 5 に記載した範囲になります。教育長がおっしゃいました、後 でつくられた可能性のあるものについては、指定範囲内で地面 にくっついているものは史跡対象になります。ただ、後で置かれているような、石のほこら等につきましては史跡の対象には

なりません。動かせるものは史跡ではなく、地面にくっついて いて動かせないものが史跡になります。

ただ、例えば資料4の上の写真にありますように、床に敷かれているこの石畳のようなものは、明らかに後の時代のものですので、将来、これを工事で取り除くとか、そういうことになりましたら、史跡であっても工事の許可はできると思います。 そういう扱いになるところだと思います。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員) 芦屋神社というのはいつごろできたものですか。

木 村 委 員) ここには現地での解説板はまだ置かれていないのですか。 生涯学習課文化財係長) はい。

木 村 委 員) 今後、これは芦屋神社さんの御意向もあるでしょうが、置くことは考えられていますか。

生涯学習課文化財係長) 今、芦屋神社の宮司様とこの指定についてご説明させていただきまして、今後積極的に、こちらとしましては市民の皆様に見学いただきたいということで、それについては宮司様のほうも同じ意見です。解説板についても、設置することには同意いただいておりまして、芦屋市の来年度の予算で、今後、正面の一番いい場所に解説板を設置する予定となっております。

木 村 委 員) わかりました。

浅 井 委 員) これは市の指定文化財になっても、今までと同じような形で見学できるのでしょうか。

生涯学習課文化財係長) 指定文化財に指定されただけで、例えば触れられないようになるというようなことはありません。市民の皆様には、今まで以上に知っていただけるように、広報などにも力を入れていきたいと思っておりますので、見学も自由にしていただけることになっております。

浅 井 委 員) わかりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第25号議案採決。結果、可決(出席委員全員賛成)〉

教 育 長) 次に、第26号議案「芦屋市社会教育関係登録団体の承認に ついて」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課管理係長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 三条南町子ども会ですが、芦屋市内のこども会は全て、社会教育団体として登録しているわけではないのですか。

生涯学習課管理係長) ほとんどのこども会の方は、社会教育団体として登録してい ただいております。

浅 井 委 員) ほかにこども会の活動について、実態に詳しくないので教

えていただきたいです。

この場合は、廃品回収とだけなっているのですが、どういったものですか。

生涯学習課管理係長) こども会の担当所管課が青少年育成課でして、防災訓練やコミスクの行事などに参加して、世代を超えて皆さんで活動されているということです。

浅 井 委 員) 廃品回収は今、育友会や P T A がかかわって行っていたり すると思うのですが、学校によって違うのでしょうか。

生涯学習課管理係長) 三条南町子ども会につきましては、PTAとかということは 聞いておりません。

浅 井 委 員) では独自で、その地域の廃品回収にかかわるということで すか。

生涯学習課管理係長) はい。

浅井委員) わかりました。

松 本 委 員) 分類の中に、教養・学習があって、4ページの2番と3番 はその他になっているのですが、2番は教養・学習ではないのかと思いました。これはどういう分類になっているのですか。

生涯学習課管理係長) こちらの分類につきましては、申請が出たときの活動場所ごとの種類で、3ページにあるとおり、1がPTA、2が青少年、8がその他と分かれております。申請上で出されてきたとおりの番号で、こちらで勝手には分類はしていないです。

松本委員)わかりました。

 どうでしょうか。

生涯学習課管理係長) 6月末に3年に1度の更新があったのですが、そのときに更新できなかった3団体でございます。年2回、6月と12月に受付できますので、12月に申請を出されたということです。この3団体につきましては、全部今まで承認されておりました団体でございます。

木 村 委 員) 今回は、新規団体は全くないのですね。

生涯学習課管理係長) はい、ございませんでした。

教 育 長) 登録団体の申請をしたときに、厳密に見て、もう1回出し直 してもらったということですか。

生涯学習課管理係長) 違います。 3 年に 1 度の登録団体更新時に、 6 月末までに申請書を出されなかった団体でございます。それを過ぎると次は 1 2 月 1 5 日から 2 5 日の間しか受付できないので、その間に出された団体でして、本来は継続して承認されるべき団体かなと思います。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。 〈第26号議案採決。結果、可決(出席委員全員賛成)〉

教 育 長) ここでお諮りいたします。

報告第18号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備 に関する法令の制定について」は、3月議会に上程される議案 の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思いますが、 御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、一番最後に審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教 育 長) 次に、第27号議案「芦屋市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

図 書 館 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) この条例は、今まで休館日が日曜・月曜・火曜及び祝日だったのを、月曜日を開館する旨の条例改正ということでよろしいですね。

図 書 館 長) はい。開室日を拡充するための改正でございます。

教 育 長) これによって、芦屋市全体ではどこかの館があいていると考 えてよろしいですか。

図書館長) これまで図書館は本館と打出分室と大原分室がございまして、協力館として公民館図書室、上宮川文化センター図書室がございました。公民館図書室と上宮川文化センターの図書室につきましては、月曜日はあいていたのですが、図書館が管轄している館につきましては、月曜日は全て休館という状態でした。今回の拡充によって、2館開室日が増えたことになります。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 大変喜ばしいことだと思いますが、例えば開室の時間を今後また考慮していく場合に、やはり規則の改正というのも必要になるのでしょうか。

図 書 館 長) 開館日、開館時間に伴うことは全て規則改正をしないと行えませんので、今後もまた、打出分室に限らず開館日、開館時間については課題と考えております。

浅井委員) 打出も大原も駅から近くて、会社帰りの方などもやはり寄りやすい、親しみやすい図書室になればいいなと思いますので、 ぜひ引き続き検討をお願いいたします。

教 育 長) 本日は、打出教育文化センターの所長も来ておりますが、今、 あそこの建物自体の管理はどうなっていますか。

打出教育文化センター所長) 業務委託で火曜日と金曜日に関しては9時半まで開館して おります。貸し室業務も行っています。

> 図書館につきましては5時までということで、館内放送が流れて閉館いたします。現在まで、月・火と閉館しておりましたので、本を返しに来られても返せない状態が続いておりました。 それは打出教育文化センターの事務室の窓口でお預かりしております。

中には、門のところの郵便ポストに入れられる方もいます。 「ここは郵便ポストです」と張り紙をしても、入れて行く方も おられます。それも打出教育文化センターのほうで預かってお ります。

浅井委員) 返却は図書室のあいている時間を過ぎても受けてくださっているということですか。

打出教育文化センター所長) はい。ただ火曜日、金曜日以外は、5時には自動ドアを閉めますので入ってこられませんが、月曜日と火曜日、閉館の日はあいておりますので、そのときに返しに来られたら預かっております。

浅井委員) 承知しました。

木 村 委 員) 今回の改正で打出分室が日曜・火曜で、大原分室は月曜・ 火曜が休みになるのですが、私みたいに働いている立場からす ると、日曜日があいているほうがうれしいなというのがありま す。大原は月・火が休みで打出は日・火となっているところ、 何か違いというか、なぜそうなるのか理由があるのでしょうか。

図 書 館 長) 先ほども説明させていただいた部分になるのですが、図書館が管轄している施設の、どこかが開館しているというところです。協力館もそうですが、本館に予約の依頼をかけたり、そういった物流の面でも、やはり1館あいていると、本館で受け取ろうと思っていたものを休館している月曜日でも取り寄せて借りられるようにするといった融通が利く館が増えるという部分で、サービス拡充に当たるのではないかと考えております。

木 村 委 員) 日曜日があいていたほうがありがたいなというのが一般的な意見かと思います。

図 書 館 長) 本来であれば、日曜日や祝日に開館ができたら本当に理想的とは考えているのですが、図書館が単独で管理している施設でもありませんので、そのあたりはまた調整であるとか施設的にどうやって運営していくのかも含めて連携等も必要になって

くる部分だと思います。これも先ほどお話しさせていただいた 開館日、開館時間にかかわる課題であると考えております。

教 育 長) 打出分室は打出教育文化センターと共用で使っている関係上、 延長時間等の部分での制約があります。その中で、月曜日は芦 屋市全体の図書館として開館を行ったということでいいですか。

図書館長) はい。

木 村 委 員) すみません。常にどこかがあいているほうがいいからということですと、火曜日は両方とも閉まっているのですが。

図 書 館 長) そうですね。

木 村 委 員) そこは何か、議論をされていないのですか。

松 本 委 員) 返却ポストはないということだったのですが、それは置く 場所などの問題でしょうか。

図書館長) 打出分室に関しては、返却ポストは、やはり分室につけてほしいという御要望が多かったものですから、つけるとしたらどこが可能かというのは、何度か調査して検討はさせていただきました。建物の構造上、取りつけにくい部分と、打出分室については歴史的な価値のある大切な建物ですので、外づけにするなら壁に穴をあけることもいけません。打出教育文化センターの施設の中でも設置できる場所がないか、建物全体で調査はしたのですが、今のところは構造上の問題でつけられないということです。

松本委員) はい、わかりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第27号議案採決。結果、可決(出席委員全員賛成)〉

教 育 長) それでは、日程第2の審議に入ります。

報告第19号「平成28年度「春の公民館講座」等の開催について」を議題とします。提案説明を求めます。

公 民 館 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員) 5ページですが、公民館セミナーの日にちが3月18日、 日曜日になっていますね。

公民館長) 3月18日、金曜日です。すみません。

教 育 長) ルナ・ホールは真ん中が円形のステージになっていました。 白髪一雄さんが、あそこでパフォーマンスをされたのですね。

公 民 館 長) そうです。

教 育 長) 渡辺市長のときぐらいだったか、そのときにされたのがこの 冊子に載っている絵ですね。

公 民 館 長) 当時のことを調べまして、あまり詳しくはわからなかった のですが、芦屋の場合は具体を昔からやっていました。その関 係の方で展覧会等を従来から行っていたという、歴史的経過が あったということです。 吉原治良さんや菅井汲さんも活動されていましたが、特に白髪一雄さんが芦屋青年会議所の設立記念で、「芦屋」という作品を市民センターの中で描かれたということです。白髪一雄先生の絵は、オークションで今すごくいい値段がついているのですが、それを言われるので、施設管理者としては困ってしまうところもあります。ですが、芦屋市民センターで描いた絵で、なおかつ題が「芦屋」ですから、もうそれは金銭的価値にかえられない貴重なものであると思っております。

プロの修復家に見てもらったところ、傷んでいますよという ことで、結構な修復費用を払って修復して、現在はきれいな状態になっています。せっかくなのでセミナーも実施できないか なということで、今回実施させていただきます。

教育長) あの絵にはガラスのカバーはあるのですか。

公 民 館 長) カバーはありません。もともとなくて、盗難予防等、いろいろ言われる方もいらっしゃるのですが、修復家の先生と相談させていただいて、アクリル板などをつけると少し光ってしまうので、ムードが壊れるということもあり、かなり大きい絵ですので、盗難については少し場所を上げたり、固定の仕方を工夫したら盗られることはないのではないかと考えております。

浅井委員) 知の循環型の学習の成果を生かしたまちづくり事業、これは街かどウオッチングのほかには何かありますか。

公民館長) ここの中ではありません。

浅 井 委 員) 今までではどうでしょうか。

 と思います。

浅 井 委 員) これは回を重ねて定着してきているのですか。

公民館長) はい。

浅 井 委 員) かつて行われた講座に参加された方が、講師としてウオッチングとパソコン講座を持ってくださっているという形なのですね。

公 民 館 長) そのとおりです。公民館講座として一定の品質が必要です ので、誰でも講師ができるというわけにはいきません。学習されて、自分で研究をされて、一定のレベルのある方に講座の講師をお願いしています。

浅 井 委 員) こちらからお願いしているという形ですね。

教 育 長) これはまことに失礼な言い方ですが、質の担保は、今の場合 は誰がしているのですか。

公 民 館 長) 実際の受講者の反応などを勘案しながら、おもしろくなかったらおもしろくないと、それはすぐこちらのほうに情報が来ますので。

教 育 長) これを実際運営するときには、受講された方や参加された方 にアンケートをとる等、常に内容については市として吟味して いくことが求められているのではないかと思います。そのこと はつけ加えておきたいと思います。

松 本 委 員) 結構先の講座もありますが、2月15日号に載っているものは、既に受付しているのですか。NHKの講座は5月2日までにということですが、受付はもう始まっているのでしょうか。

公 民 館 長) NHKの講座につきましては、往復はがきでないといけないというルールがあります。ご自身の往復はがきでは申し込み

ができますが、応募用のはがきは、こちらではまだつくっていません。

松 本 委 員) 応募用のはがきは、いつもつくられているのですか。

公 民 館 長) はい。いきなり往復はがきに書いてくださいと言ってもわかりにくいので、所定のはがきをつくって、これで申し込みをしてくださいというのを、窓口に置いています。

松本委員) そんな親切なものがあるのですね。知らなかったです。

公 民 館 長) 真っ白な往復はがきに書いてと言われてもみなさん戸惑われるみたいなので、フォームを一応つくっています。窓口に来られて、申し込みしたいですと言われたら渡しています。

松 本 委 員) 窓口でそのままは申し込みできずに、はがきに書かないと いけないのですね。当たったか外れたかという返事のためです ね。

公 民 館 長) NHKさんがそういうやり方でと決めているのです。その はがきがあって、52円切手を持っていなければ52円を払って、これで返信してくださいと、必ずそれは行っています。だ から52円切手を貼りたくないという人は窓口に来て、そのは がきに書いて52円を別途払って、これで返信してくださいと。

松 本 委 員) そうですか。

教 育 長) 丁寧にやっているのですね。

松 本 委 員) 自分で書く分については、もう受付しているということで すね。

公 民 館 長) スキーム的には、やはり家から104円の往復はがきを買っていただいてという形です。

松本委員)わかりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 〈報告第19号採決。結果、承認(出席委員全員賛成)〉

教 育 長) ここで再度お諮りいたします。

報告第18号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、3月議会に上程される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思います。

1つ残っております教育振興基本計画は、今、三部長のほうが市議会に出ておりますので、これを一番最後に回しまして、 その前に、報告第18号を今申し上げました理由によりまして 非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教 育 長) ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席願います。

〈非公開審議〉

教 育 長) それでは、報告第18号「行政不服審査法の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。提 案説明を求めます。

教職員課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員) 審査請求期間が延びることは何も問題ないのですが、今まで日にちで決めていたのを月に変えていますね。30日だったのが1カ月とか。これは大体法律的にはこういうふうに変わっていっているものでしょうか。日にちのほうがすっきりとわかるような、月だと31日までや30日までといろいろあって迷いそうな気もしたのですが。こういう法律の日の決め方は、そういうものですか。

教職員課長) すみません、ちょっと即答ができません。

教育長) これ、3カ月というのと「みつき」というのは違うのですね。

木 村 委 員) これは、「さんげつ」と言うのですね。特に、「日」と 「月」の、そういう傾向があるという話はあまり聞かないです。 気まぐれに決めているような気もしないでもないですが。

教 育 長) その点は次回までに、報告してもらえますか。これは多分そこを引用している部分なので。小石委員がおっしゃったのは、60日だったら、通知があった次の日から1、2、3、4と60数えたらいいですが、三月だったら、31日の月もあれば30日の月もあるから、そこら辺がどうかという素朴な疑問だと思います。

小 石 委 員) はい。全然深い意味合いはありません。そういうものかな と思って。こんなふうに変えたのは、そういうふうに今は変わ っているのかと思いまして。

教職員課長) 大変申しわけないのですが、次回の本委員会でご報告させていただきたいと思います。

小石委員) 教えていただければそれで結構です。

教 育 長) よろしいでしょうか。

今まででしたら、処分したときはこれを読み上げて、異議があるときは、申し立ては何日以内にできますよと常に添えていました。今回、教育委員会に関しては、そのお金に対して、退職の支払いの差しとめが来た部分に関してのみということですね。

教職員課長) そうです。

教 育 長) ほかに、退職手当ではないのですが。例えば、いろいろなと ころでお金を借りて、そこにお金を返すのが滞っていて、給料 の一部をそこに直接払うのではなく、申し立てがあったりする。 裁判所か何かの許可を得てする場合がある。それも同じような 形で市長部局として上げているということですか。

教 職 員 課 長) そうですね、そういったこともここには含まれてくるかと 思います。

教 育 長) 処遇案件が発生したときに、それを知り得たものを不利益処 分として審査の請求を行う期間を書いたということですね。

教職員課長) そうです。ここで言いますと、退職手当を受ける者が支払 い差しとめ処分を受けたときに、それに対して申し立てができ る期間について、今回、法律が改正されることにより、その期 間も、その分延長されるという形の規定になっております。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

若干宿題が残りましたが、それは次回に報告していただきたいと思います。特に教職員の処遇案件にしても、それに対して 不服申し立てが出る場合がありますので。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること

に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第18号採決。結果、承認(出席委員全員賛成)〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いた します。

〈非公開審議 終了〉

お諮りいたします。三部長おりませんが、まず概要について、 説明は学校教育課長からしていただいて、その後、入ってもら うということで、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

では、報告第17号「第2期芦屋市教育振興基本計画原案について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

管理課係長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 3 1 ページ重点目標 1 の指標 3 のところで、中学校で数学 の授業がよくわかると答えた生徒の割合が、現状が 8 0 %で目 標が 8 0 %なら全然変わらず現状維持となっているのですが。

学校教育課長) この数字が変わっていない理由ですが、平成25年度、中学校の数学、これについては71.3%ということで、非常に割合が上がっております。それから小学校の英語学習につきましても、平成25年度が88.5%ということで、これも9割を超える状況で、非常に高いものが今、上がってきて維持しております。ですので、これについては、この高い数字を保って

いくことを目標にやっていきたいと考えております。

木 村 委 員) 現状維持ということであれば、重点目標の指標になるので しょうか。

小 石 委 員) 落とさないという目標ですね。

木 村 委 員) そうであれば何か特別な説明が要ると思います。指標 4 では、現状 9 2 . 1 が目標 9 2 . 1 と、6 年後も小数点以下でずっと同じというのは、これは何でなのかなと非常に不思議に思います。ですから、このままではあまりよくないと思います。今がいいのであれば、もう少し、わずかでもよくするとか、何か現状維持となると、重点目標の中に入ってこないような気もします。

また、同じページで間違いを指摘しておきます。一番上の網かけをしている基本政策(1)就学教育の推進とありますが、これは就学「前」教育ですね。

管理課係長) 直します。すみません。

松 本 委 員) これは、今、訂正の指摘をされたものが決定稿ということですか。ここの部分も修正しますと言われたのですが、もうそれで決定稿ということでしょうか。

管理課係長) 来週の本部会議に本日の提出資料で諮らせていただいて、 了解を得られれば、それで行かせていただくという形で考えて いるところです。

松 本 委 員) 今の就学「前」とか、抜けていたところというのは。

管 理 課 係 長) これは明らかな誤りですので、訂正させていただきます。

木 村 委 員) パブコメに出しているから、その後、なかなか中身的な変 更ができないのはわかるのですが、先ほどの指標で、変わらな いのであれば、備考のところに、現状で高いレベルなので現状 維持を目標とするということを入れていただくとか、そうしな いと、これだけ見たら、何なのだとなると思います。

教 育 長) 相対的に、これは見る人が見たときに、それをきちんと理解できるように、あまり後ろ向きにとってもらうのも好ましくないので。僕は常に言うのですが、下げないことも大事なことですが、下げないことが重要であることをわかるように明記も必要ではないでしょうか。

学校教育部長) これに関しては、総合計画のところにはもっと詳しく、なぜその数値なのかということで、現状維持であれば現状維持の理由が明確に書いてあるのですが、ここの部分については全部載せ切れていません。やはり先ほどのご指摘のとおり、備考に説明を入れたほうがいいかと思います。

小 石 委 員) そのほうがわかりやすいですね。読んだ人に間違いではないかと、思われるとよくありません。

学校教育部長) そうですね、そのとおりだと思います。

木 村 委 員) それから、レイアウトのことですが、例えば23ページと 24ページを開いていただきたいのですが、要は論理構造がど うなっているのかということです。重点目標があって、それを 受けて基本施策があって、その下にいろいろ施策の方向がある という構造だと思うのですが、そこが非常にわかりにくいです。 23ページの重点目標というところは、例えば、1「自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成」とあって、白バックに黒字で書いてありますね。ところが24ページにいくと、網かけで 「自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成」となっています。

基本施策が、23ページでは網かけになっていて、24ページでは白地になって、逆になっているので非常にわかりにくいですよね。それで論理構造が混乱してしまうという問題があります。

しかも、その下の施策の方向ではまた網かけになっているので、ずっと見ていくと、印象的には網かけの施策の方向というのが見えてくるので、こっちのほうが先なのかなと思ったり、そういうふうに少し混乱してしまうところがあります。

本日いただいた芦屋の教育指針では、そのあたりがすっきりわかりやすくなっています。レイアウト的に、23ページで使ったフォームを24ページ以降でも使うとか、一致させるとか。論理的に強調するところ、表題的なものはやはりまず大きく出す必要があると思うので、そこがあまり逆転しないように、フォントや網かけ等、そのあたりを可能であればもう少し見直していただいたほうがいいと思います。

- 小 石 委 員) これは単なる網かけですか、それとも何か色がつくのです か。
- 管理部長) でき上がりは、一応カラーになりますので、何らかの色が つきます。
- 小 石 委 員) そうすると、余計に対応関係がはっきりすればいいかなと 思います。
- 教 育 長) 今の木村委員の発言は、まず上位に重点目標があり、その 下位のものとして基本施策があるのだから、そこがきちんとわ かるように、色調か何かで統一したほうがすっきりしますよと いうことです。読み手側に親切になるようにということです。

内容の文章を変えるのではなくて、フォントで強調できるものがあるならば、そういう工夫は今からでもできるでしょうと。ですからそれ自体は、パブリックコメントの関係でさわれないではなくて、運用上のものではないかという指摘ではないですか。

管 理 部 長) それは変更できますね。内容が特に大きく変わるものではないですから。

教 育 長) 変わるものではなく、見やすくするということですから。 それをもう1回吟味してもらえますか。

松 本 委 員) 前も聞いたのですが、23ページ「芦屋で育てる」のところで、ダブルコロンは横書きで使うものだから、縦書きにしたらこうなってしまうのは仕方がないかもしれないのですが、やはり位置がおかしくないですか。

小石委員) これは、上と下が反対ですね。

管理部長) おそらく上と下が逆ですね。

木 村 委 員) 縦も横も使うのなら、そのかぎ括弧も変ですね。

教 育 長) せっかくここまで来たから、やはりこだわって、いいものにできたらいいですね。それも印刷の関係で少し協議してくれますか。

本部会議には、教育委員会ではこういう指摘がありました ので反映すると説明してもらえますか。それを踏まえて、最終 的に市長のほうで、本部会議で決定すべきものは最終案として 月曜日に決定していきましょうか。

松 本 委 員) パブリックコメントは、一般の市民の方だけなのですか。 例えば議員さんなどは別に言われる機会があって、ここには出 されないのですか。

管 理 部 長) 一応今回のこれも民生文教常任委員会という委員会でご報告します。

松 本 委 員) そうではなくて、意見を出されている方は、本当の一般の 市民の方ということですか。本当の、と言うとおかしいですが。

管 理 部 長) 芦屋市民であれば、どなたでもできます。極端に言えば、 議員さんでもインターネットからご意見を出そうと思えばでき ます。それは、縛りはないです。

松 本 委 員) それは匿名でもできるのですか。

管理課係長) 仕組み的には匿名でもできます。

浅 井 委 員) 芦屋市在住であればということですね。

管理課係長) はい。今回は皆さん、お名前をいただいています。

管 理 部 長) 議員の皆様には委員会でご報告していますので、もちろん そこでご意見を直接聞くことができます。

教 育 長) いつも思うのですが、教育委員会の事務局のメンバーは、 芦屋の教育は何を目指しているのかということを、聞かれた ら即座に答えられるようにしてください。教育のまち芦屋は こうですよときちんと説明できるように、絵に描いた餅で終 わらないようにということが一番気になっております。事務 局として、私からまた三部長をはじめ各部署にはそういう意 識の高めをしていきたいと思います。

松 本 委 員) 前も言ったのですが、パブリックコメントにもあります、 10番の子ども・若者計画でうたわれている「寛容なまちづく り」という言葉とか、そういうほかの計画のキーワードと同じ ものを載せてほしいなと思います。振興計画には、「寛容なま ちづくり」という言葉はありません。計画としては別のものですが、芦屋の教育はこういうところを目指しているというキーワードとして、同じ言葉を入れてほしかったなという気はしています。

浅井委員)関連してですが、「する」「みる」「ささえる」スポーツというのが計画にはありますよね。教育指針には、前回はもう削除されていて、今回はそれがまた入ったのか、さっきいただいたのでまだ確認していないのですが、その辺も、やはり標語というものは重ねて使うべきではないかと思います。

教 育 長) ほかに質疑はございませんか。三部長が揃っておりますので、総括的な質問で。

浅井委員) もう遅いと思うのですが、51ページ、スポーツ文化の推進について。スポーツにちなんだ絵画展やポスター展、それから功労者の表彰を行うということですが、スポーツ文化の歴史的な面とか、そういうものを含めることは難しかったのですか。

例えば甲子園で優勝した県立芦屋高校の高校野球とか、オリンピックに出場した陸上の吉川綾子さんみたいな、古い時代にとても活躍した方がいらっしゃったり、テニスや登山などは芦屋が誇るスポーツ文化ですよね。そういうことを何か盛り込めるようなものがあったらわかりよいのになと少し思いました。

もう遅いかもしれませんが、スポーツ文化という中には、歴 史面も入れられたらなと思いました。

社会教育部長) この表彰というのは、歴史とは少し違うと思うのですが、 そういうフロアを設けようとしています。それにはそういう歴 史面も含まれています。ここに記載はないのですが、そういう 歴史的なことも含めて文化とは押さえており、中でも話はして います。

個別の計画のほうは、芦屋の伝統的なスポーツ、登山、テニス、ゴルフ等を継承するような各種業務を推進することや、絵画展やコンテスト、そういうところでも開催していくといったようなことは書いてあるのですが。

浅 井 委 員) はい、わかりました。

教 育 長) 部長が見ているのは何ですか。

社会教育部長) スポーツ推進実施計画です。

教 育 長) そうですね。ですから、ある意味では振興計画という大き いものがあって、その個別のバージョンとしてより具体的に。 ここでは、「スポーツが身近なものに感じられるよう、スポ ーツにちなんだ絵画展やポスター展等」この「等」の中に、 その辺は反映するという形ですね。

社会教育部長) そういうつもりでおります。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

今いただきました内容は本部会議の中で、教育委員会ではこういう意見も出ましたということを踏まえて議論していただいて、最終的に芦屋の教育振興基本計画を策定したいと思います。より大事なのは、それをもとに具体的にどれだけできるかです。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案に今の御意見をいた だくということで、承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 〈報告第17号採決。結果、承認(出席委員全員賛成)〉

教 育 長) 閉会宣言